

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

国民健康保険

発送日
7月10日
(金)

保険税納税通知書

普通郵便



対象者 国民健康保険の被保険者の世帯主

年金天引き(特別徴収)以外の納付方法は、原則として口座振替です。切り替え方法は同封の案内をご覧ください。

■令和8年度主な改正点

- ▽子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金の徴収
- ▽課税限度額の引き上げ、低所得世帯に関わる軽減の拡充



発送日
7月下旬

①資格確認書 …マイナ保険証をお持ちでない方 ②資格情報のお知らせ…マイナ保険証をお持ちの方

対象者 国民健康保険に加入している70~74歳の方

特定記録郵便



普通郵便



※どちらも**世帯主**に発送します。

①資格確認書
(サーモン色)



②資格情報のお知らせ



8月から使用する負担割合が記載されています。



負担割合は前年の所得に応じて判定されます

医療費の自己負担は原則2割負担となり、現役並み所得のある方は3割負担となります。
※詳細は、同封の案内をご覧ください。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取り扱い

マイナ保険証を使用する場合には手続き不要で限度額が適用されることから、通知の発送は行いません。
限度額適用認定証等の発行を希望される方は、郵送または保険年金課窓口での申請をお願いします。
※住民税非課税世帯の方で、過去12カ月以内に91日以上入院している場合、マイナ保険証をお持ちの方も申請が必要な場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



問保険年金課国民健康保険係

対象者 後期高齢者医療保険の被保険者(75歳以上の方)

発送日
7月13日
(月)

後期高齢者医療保険料額決定通知書

普通郵便



年金天引き(特別徴収)以外の納付方法は、原則として口座振替です。切り替え方法は同封の案内をご覧ください。

■令和8年度の主な改正点

- ▽子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金の徴収
- ▽保険料率の変更、賦課限度額の変更



発送日
7月15日
(水)

①資格確認書②資格情報のお知らせ

※年齢(8月1日時点)とマイナ保険証の利用状況により異なります。
※詳細は、フローチャートをご覧ください。



特定記録郵便

①資格確認書
(水色)

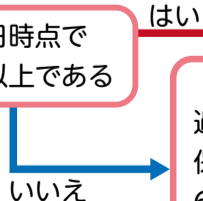


普通郵便

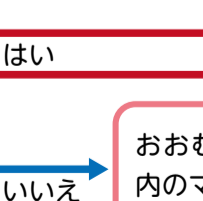
②資格情報のお知らせ



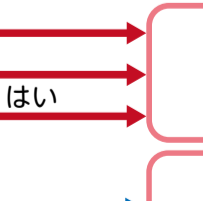
8月1日時点で85歳以上である



過去1年間のマイナ保険証の利用回数が6回未満である



おおむね直近3カ月以内のマイナ保険証の利用回数が0回である



資格確認書を交付
※マイナ保険証での受診も可能です。

資格情報のお知らせを交付
※資格情報のお知らせでは、医療機関の受診ができません。必ずマイナ保険証で受診してください。

問保険年金課医療年金係